

# 議案説明書

都市建設部 建築指導課

提出議会：令和3年第7回定例会

## 1 案件名

議案第94号 佐野市手数料条例の改正について

## 2 概要

長期優良住宅の普及の促進に関する法律（以下「長期優良住宅普及促進法」という。）及び住宅の品質確保の促進等に関する法律（以下「品確法」という。）の改正に伴い、建築関係手数料を改正する。

## 3 理由、趣旨、目的等

多世代にわたり良質な住宅が引き継がれる住宅循環システムの普及・定着を図り、脱炭素社会の実現にも貢献していくため、長期優良住宅普及促進法及び品確法が改正された。主な内容としては、認定手続の合理化により、申請に係る住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書等を認定申請時に添付した場合、審査項目の一部が省略された。また、共同住宅については、区分所有者がそれぞれ認定を受ける仕組みから管理組合が一括して認定を受ける仕組みに認定手続が変更された。そのほか、認定長期優良住宅の容積率の特例許可制度が新たに創設された。

これに伴い、長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料の額の改正を行い、及び所要の規定を整備する。

### 【主な改正点】

#### (1) 長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料の改正

(別表建築関係手数料の部の表第41号の項)

- ・認定手続の合理化により審査項目の一部が省略されたことにより認定申請手数料の額を改めるとともに、引用条項及び添付書類を改める。

#### (2) 区分所有の共同住宅に係る長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料の削除及び長期優良住宅建築等計画の変更に関する認定申請手数料の改正

(改正前の別表建築関係手数料の部の表第42号の項)

- ・共同住宅に係る認定手続が変更されたため第42号の項の認定申請手数料を削り、及び第43号の項に規定する事項を第42号として規定するとともに、引用条項及び添付書類を改める。

#### (3) 認定長期優良住宅の容積率の特例許可申請手数料の新設

(改正後の別表建築関係手数料の部の表第43号の項)

- ・長期優良住宅の建築に際して、特定行政庁の許可により容積率を緩和できることとなったため、新たに容積率の特例許可申請手数料を設ける。

## 4 その他の事項

施行日 令和4年2月20日